

保護者の皆様へ

生徒の皆さんへ

国における緊急事態宣言延長に伴う県立学校における対応について

全校生徒の皆さん、臨時休業の長期化により学習や部活動等について、不安や残念な思いを抱いていることと思います。また、日常生活においても、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請など新型コロナウイルス感染症対策のため、不自由な日々を過ごしていることでしょう。3月以来、皆さんの高校生活は一変し、多くのことが失われてしまいました。皆さんの心情を察すると、健康被害の防止であることと理解はしているものの残念でなりません。しかし、今は皆さん一人ひとりが自らできることを確認し、しっかり取り組んでいくことが大切です。どうか、もうしばらく耐えてください。誰もいない静かな校舎内を歩いていると、一日も早く事態が好転し、皆さんの元気な声が戻ってくることを願わずにはられません。

さて、5月4日に行われた国の緊急事態宣言の延長及びその中の特定警戒都道府県に本県が指定されたこと、それに続く新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部による緊急事態措置に係る実施方針を受け、県教育委員会はすべての県立学校を5月31日まで臨時休業とすることとしました。荏田高校においても臨時休業を継続し、引き続きウェブサイトやGoogle Classroom等を通じた学習の指示や学習課題の送付、遠隔授業や授業動画配信などを行いますので、自宅学習の体制を整えてください。

なお、Google Classroomの設定に困っている場合、多くは手順の説明やIDの再設定等で解決できますので、遠慮なく学校に連絡してください。また、生徒本人または家庭のネットワーク環境に不足がある場合には、5月1日に本校ウェブサイトに掲載した「5月8日(金)までの臨時休業の延長等について」でも紹介した通信サービス事業者の通信容量超過分の無償化等の措置を必ず活用するほか、さらに必要な場合には機器の貸し出しも準備していますので、速やかに学校へ相談してください。

保護者の皆様、日頃から本校の教育活動等にご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図り、子どもたちの安全・安心を確保するため、本校をはじめすべての県立学校は、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日としておりましたが、この度の国の緊急事態宣言延長を受けた県の実施方針により、5月31日まで臨時休業とすることとなり、別掲のとおり県教育委員会からメッセージがありましたのでお知らせします。

臨時休業が長期に及ぶこととなりますが、学校といたしましても、家庭での学習の充実をはかるとともに、相談窓口を設けるなど対応してまいりますので、引き続き、保護者の皆様にはご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後国の緊急事態宣言が解除となっても、県内の感染状況を踏まえ、児童・生徒の安全・安心の確保、及び各学校における円滑な教育活動の再開に向けた準備期間を設け、その後分散登校、時差通学・短縮授業を組み合わせるなどして、段階的に教育活動を再開する予定です。県教育委員会からの具体的な指示に合わせ学校の対応を連絡させていただきますので、今後とも学校からの連絡や学校ウェブサイトをご確認くださいませよう、お願いいたします。

令和2年5月7日

神奈川県立荏田高等学校
校長 細田 俊哉

※ 連絡先電話番号 新1年生（42期生）（045）941-4766
新2年生（41期生）（045）941-4769
新3年生（40期生）（045）941-4794

※ 学校においても教職員が時差出勤（退勤）や在宅勤務を実施しています。お問い合わせへの対応が日時を改めての折り返しのお電話となることもありますので、悪しからずご了承ください。